

4月1日から市役所の組織が変わります

市役所の組織改編により、4月1日から課の名称等が一部変更となります。変更内容は次のとおりです。
「野洲市の組織と電話番号」（組織の一覧）は「広報やす」5月号でご紹介します。

【新設】

- 企画調整課から業務を一部独立し、「やす未来創造課」を新設
野洲駅南口整備やさざなみホールのリノベーションなどの特定のプロジェクトを早急に進めます。

【統合】

- 「行財政改革推進室」を「企画調整課」に統合し、「総合調整課」へ
- 「協働推進課」と「危機管理課」を統合し、「自治防災課」へ
自治会に関する業務と防災・危機管理業務の連携を強化します。

【改編】

- 「都市計画課」を「都市政策課」に改編
公共交通に関する事務を協働推進課から移管し、市の都市計画と併せた都市インフラとして地域交通の施策を推進します。
- 「商工観光課」を「地域経済振興課」に改編
ふるさと納税に関する事務を協働推進課から移管し、地元事業者等とのさらなる連携を深め、地域の活性化を図ります。

【課名変更】

- 「情報システム課」を「デジタル活用推進課」に変更
- 「河川防災ステーション推進室」を「MIZBEステーション整備室」に変更

問い合わせ…人事課 ☎587-6088、FAX 587-4033

令和8年4月1日採用 市立野洲病院 職員募集

- 採用予定…①看護師（新卒） 10人程度
②看護師（経験） 10人程度
③薬剤師（新卒） 1人程度
④薬剤師（経験） 1人程度
⑤言語聴覚士（経験） 1人程度

- 試験日時…①5月24日(土)、6月21日(土)、7月26日(土)
③5月17日(土)
②④⑤随時

試験場所…市役所本館（小篠原2100番地1）※変更となる場合があります。

試験方法…教養試験、論文試験、面接試験（一部職種は論文試験、面接試験）

申し込み…病院ホームページの申し込みフォームから申し込みください。

（随時実施の試験は、電話で申し込みください。）

<https://www.yasu-hp.jp/recruit>

※受験資格・試験内容等は病院ホームページをご覧ください。

問い合わせ…市立野洲病院 総務課 ☎587-5528、FAX 587-5004



ホームページ

令和8年4月1日採用 市職員募集！

採用予定…①上級行政職 4人程度
③文化財保護職 1人程度

②土木技術職 1人程度
④保育士・幼稚園教諭職 3人程度

試験日時…4月26日(土) 午前9時～

試験場所…総合防災センター(辻町488番地)

1次試験(択一式)…①③④教養試験またはSPI試験(基礎能力検査)
②専門試験

申し込み…市ホームページの申し込みフォームから申し込みください。
※受験資格などの詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…人事課 ☎587-6088、FAX587-4033



市ホームページ

野洲市学習・
生活支援事業

やすくーる

YaSchool 学習ボランティア募集！



中学生に勉強を教えていただく学習ボランティアを募集しています。

対象…社会人、大学生等 謝金…2,000円/回
日時…4月16日以降毎週水曜日 午後6時～8時30分
場所…コミュニティセンターやす3階
内容…市内在住の中学生～3年生への個別指導
(基礎的な勉強を教えていただくことが中心になります。)
申し込み・問い合わせ…市民生活相談課
☎587-6063、FAX586-3677
Eメールsoudan@city.yasu.lg.jp



野洲市観光物産協会 事務所移転のお知らせ

現在市役所別館1階に配置している野洲市観光物産協会が、4月1日より北部合同庁舎1階に事務所を移転します。移転に伴い電話番号・ファクス番号が変更となります。

なお、業務時間に変更はありません。

●移転後の所在地

北部合同庁舎1階
(〒520-2423野洲市西河原2400番地)

●移転後の電話番号・ファクス番号

☎514-7502、FAX514-7758

●業務時間

午前9時～午後5時
(土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)





委員を公募します！

- ★選考は、レポート等を総合的に審査して行います。
- ★選考結果は、応募者全員に通知します。提出書類は返却しません。
- ★会議の出席者には謝礼等をお支払いします。

自殺対策計画策定委員会委員（中間評価）

市では、令和5年度に「第2期いのち支える野洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～」を策定し、市の自殺対策を総合的かつ計画的に推進しています。策定後1年を経過した今年度、中間評価として市の自殺対策について意見していただく委員を募集します。

任 期…委嘱の日～令和8年3月 募集人員…1人 ※委員構成は20人以内

応募資格…18歳以上の市内在住・在勤者で、年2回程度開催する委員会に継続して出席できる人

応募・問い合わせ…4月21日(月)（必着）までに住所、氏名、年齢、電話番号、勤務先（市内在勤者）を記入の上、「応募の動機および自殺対策に関する意見や考え方」（800字程度／様式自由）を添えて郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで健康推進課（〒520-2315野洲市辻町433番地1）☎588-1788、FAX586-3668、Eメールkenkou@city.yasu.lg.jp

廃棄物減量等推進審議会委員

市の一般廃棄物処理に関する計画の策定や適正処理、減量および資源化の施策について調査、審議していただく委員を募集します。

任 期…委嘱の日～令和9年3月31日 募集人員…2人

応募資格…20歳以上の市内在住者で、市のごみ減量や資源化について関心を持ち、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくためのごみ減量の施策に具体的に意見や提言を述べることができる人

応募・問い合わせ…4月30日(水)（必着）までに、住所、氏名、年齢、連絡先、廃棄物にかかる活動経験等がある場合はその実績、「私が考える、ごみの減量及び資源化に向けた取り組み」（400字程度／様式自由）を添えて郵送または持参のいずれかで環境課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6003、FAX587-3834



路線バス「湖南野洲線」の運賃改定(案)に対する意見募集

市内を運行する滋賀バス株式会社から、利用者数の減少や利便性向上のためのコスト増加を要因として、路線を維持していくために路線バスの運賃改定の申し出がありました。

それに伴い、住民や利用者の皆さんに運賃に関する意見を募集します。

対象路線…湖南野洲線

運賃改定案…各区間一律40円の運賃値上げ（運賃改定日は令和7年8月1日予定）

意見の提出・問い合わせ…4月30日(水)までに市ホームページのメールフォームに入力するか意見書をダウンロードし郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで野洲市地域公共交通会議（都市政策課内）（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6324、FAX587-6960、Eメールtosi@city.yasu.lg.jp



市ホームページ

※電話や口頭による意見は受け付けられません。

※提出された意見は、個人情報を除き、野洲市地域公共交通会議運賃協議部会で協議および野洲市地域公共交通会議で報告し、市ホームページにて公表します。なお、意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。

新たな助成金制度を創設します 野洲市企業立地促進助成金

企業立地や高付加価値創出により地域経済の活性化を促すため、工場等の新設や設備投資等に対し助成金を交付します。(令和7年4月1日施行)

●助成金の種類

I型助成金

対象…工場等の新設、増設、建替え

助成額…投下固定資産(土地除く)に対して課税された各年度の固定資産税相当額の50%

II型助成金

対象…生産拡大を主とした設備向上投資^{※1}

※1 既に所有する工場等および売買や賃貸借等により新たに確保した既設の工場等に、改修や設備の入替を実施する場合が該当します。

助成額…投下固定資産(土地除く)に対して課税された初年度の固定資産税相当額の25%

●助成要件

対象業種 ^{※2}	①製造業（電子デバイス製造業、自動車製造業 他） ②情報通信業（データセンター、情報サービス業 他） ③自然科学研究所（科学技術研究センター、工業技術研究所 他）
条件	投下固定資産の取得に要した費用（土地除く）が10億円以上
限度額	年度上限1億円（3年度間累計最大3億円）
交付期間	3年度間
交付時期	投下固定資産に固定資産税が課税された年度の翌年度

※2 業種の区分は「日本標準産業分類」の基準に従います。

※I型助成金は制度利用後、5年度間は再度助成金の交付を受けることはできません。II型助成金は1企業1度のみ利用できます。

※他の補助金や助成金を利用している場合でも、当制度を利用できます。

詳細は、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

問い合わせ…企業連携戦略室 ☎516-4588、FAX587-6960

土地・家屋価格等縦覧帳簿の情報を公開しています

納税者がご自身の固定資産の評価額（価格）が適正であるかを判断するために、縦覧制度による情報開示を実施しています。

固定資産税の縦覧制度

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、評価額（価格）、市街化区分を記載）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額（価格）、建築年を記載）により、令和7年度固定資産税の納税者が、市内の土地または家屋の評価額（価格）を縦覧することができます。

縦覧できる人…納税者または代理人

縦覧期間…6月2日(月)まで

持ち物…▽納税者／本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

▽代理人／上記および納税者からの委任状

※土地のみ所有の納税者は土地のみ、家屋のみ所有の納税者は家屋のみ縦覧可

※借地人、借家人は固定資産税の納税者ではありませんので、縦覧はできません。

縦覧場所・問い合わせ…税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439

休日の市民課窓口をご利用ください!!

4月6日(日) 午前9時～正午

就職・転勤・入学等による転入・転出など、住所異動の届け出が集中するこの時期に合わせて、休日に住民異動等の手続きと、各種証明書の交付を行います。

平日來庁いただけない人は、この機会をぜひご利用ください。

なお、來庁しなくても転出届け出は郵送やオンライン（マイナンバーカードをお持ちの人を含んだ届け出の場合のみ）で行うことができます。詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



オンライン転出は
こちら

手続き・交付場所…市民課

取扱業務…▽住民異動（転入、転出、転居等）の受け付け

※マイナンバーカードまたは住基カードによる特例転入や海外からの転入手続き等、受け付けできない場合があります。

▽マイナンバーカードの交付（交付通知書が届いている人のみ、事前予約制）

▽マイナンバーカード電子証明書の更新・再設定

▽住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本等の各種証明書の発行

※税関係の証明書は発行できません。

▽印鑑登録

持ち物…来庁する人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※マイナンバー（個人番号）の通知カードや個人番号通知書は、本人確認書類として利用することはできません。

※マイナンバーカードの交付に係る持ち物については、交付通知書に同封しています書類または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…市民課 ☎587-6086、FAX586-3677

国民年金保険料 学生納付特例制度のお知らせ

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる人は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等です。

申請時点の2年1ヶ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。また、マイナポータルからスマホでの電子申請も可能です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。承認を受けた次の年度も在学予定である場合は4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、返送してください。

なお、令和7年度は学生納付特例制度を利用せず保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付しますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

問い合わせ…草津年金事務所 ☎567-2220

市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



電子申請はこちら

4月1日から高齢者帯状疱疹予防接種は定期予防接種として開始されます

対象…

- 年度内に65歳の人
- 60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有する人
- 年度内に節目の年齢（70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳、101歳以上）の人※

令和7年度の対象者

年齢 (令和8年3月31日現在)	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
101歳以上	大正14年4月1日以前に生まれた人

※国からの通知により変更となる可能性があります。
詳細は市ホームページをご覧ください。

※令和7年度から5年間のみ経過措置で対象となります。ただし、101歳以上の人には令和7年度のみ対象です。

自己負担金…

- 水痘（帯状疱疹）ワクチン「ビケン」 2,500円／回

- 帯状疱疹不活化ワクチン「シングリックス」 6,500円／回（2回接種）

注意！

シングリックス接種ご希望の人は、通常1回目と2回目の接種間隔は2カ月必要となるため、遅くとも令和8年1月末までに1回目を接種する必要があります。

令和6年1月から実施していた「野洲市高齢者帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業」は、令和7年度中に終了します。定期予防接種は、助成事業より自己負担金を少なく接種できますが、令和7年度の定期予防接種対象者に該当せず、早めの接種をご希望の人は、健康推進課へ予診票の申請をした後、1回目接種を令和7年9月30日までに受ける必要があります。

詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問い合わせ…健康推進課 ☎588-1788、FAX586-3668

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

令和7年度の保険料率の均等割額5割・2割軽減が拡大されます

●均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人には、世帯の所得水準に合わせて均等割額が軽減されます。
(下線部分が今回拡大される個所です。)

- 65歳以上の人の公的年金等に係る所得は、15万円を引いた額で判定します。

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	軽減割合
43万円(基礎控除額) + 10万円×(年金・給与所得者の数* - 1)以下	7割
43万円(基礎控除額) + (30万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数* - 1)以下	5割
43万円(基礎控除額) + (56万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数* - 1)以下	2割

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人

問い合わせ…市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎522-3013